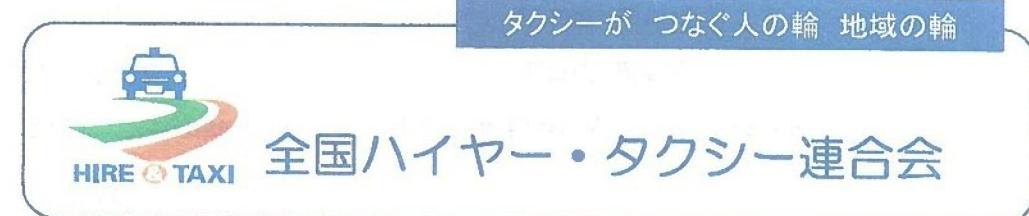


乗合タクシー事例集



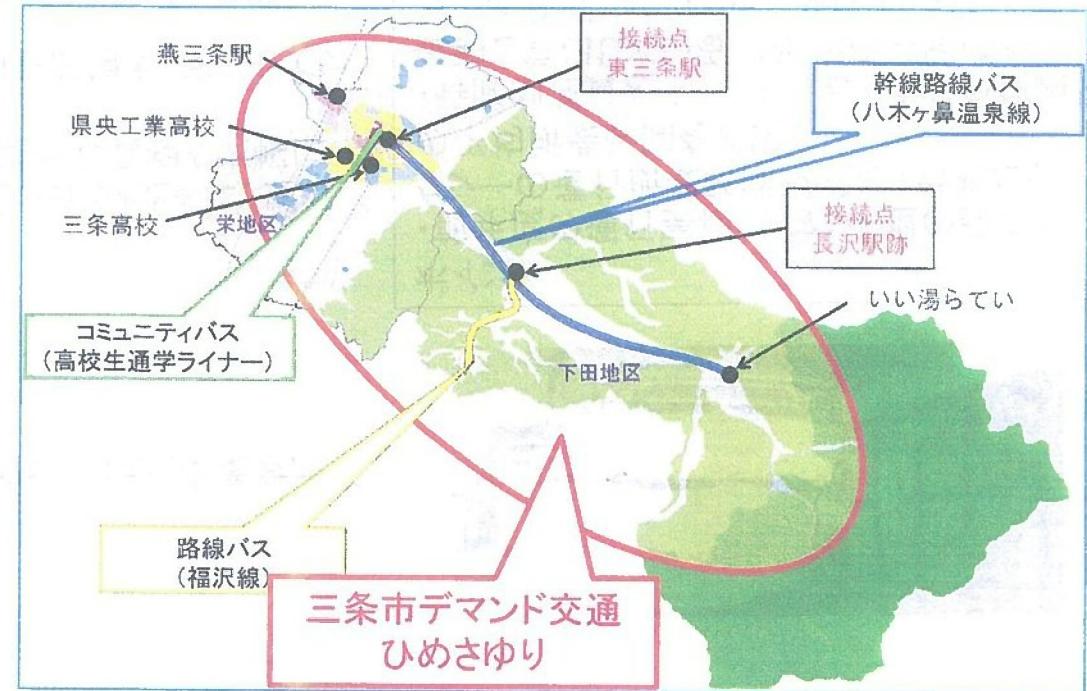
目次

事例番号	都道府県	市町村	事例番号	都道府県	市町村	事例番号	都道府県	市町村
1	北海道	東川町	21	新潟県	村上市	41	山口県	周南市
2	北海道	帶広市	22	富山県	射水市	42	山口県	山口市
3	青森県	大鰐町	23	石川県	加賀市	43	徳島県	美馬市
4	岩手県	一戸町	24	長野県	飯田市	44	香川県	まんのう町
5	岩手県	田野畠村	25	福井県	高浜町	45	愛媛県	四国中央市
6	宮城県	塩竈市	26	岐阜県	可児市、美濃加茂市、御嵩町	46	高知県	いの町
7	秋田県	仙北市	27	静岡県	富士宮市	47	福岡県	北九州市
8	秋田県	横手市	28	愛知県	岩倉市	48	福岡県	北九州市
9	山形県	川西町	29	三重県	熊野市	49	福岡県	八女市
10	福島県	南相馬市(旧小高町)	30	滋賀県	米原市	50	佐賀県	白石町
11	茨城県	神栖市	31	京都府	久御山町	51	長崎県	長崎市
12	栃木県	茂木町	32	大阪府	堺市	52	熊本県	水俣市
13	群馬県	藤岡市	33	兵庫県	加古川市	53	大分県	豊後大野市
14	埼玉県	さいたま市	34	奈良県	吉野町	54	宮崎県	延岡市
15	千葉県	柏市	35	和歌山県	印南町	55	宮崎県	宮崎市
16	東京都	檜原村	36	和歌山県	白浜町	56	鹿児島県	西之表市
17	東京都	小平市	37	鳥取県	大山町	57	沖縄県	南城市
18	神奈川県	秦野市	38	島根県	浜田市	※ 各事例は、国土交通省及び各自治体のホームページ等の資料から引用したものである。		
19	山梨県	身延町	39	岡山県	総社市			
20	新潟県	三条市	40	広島県	安芸高田市			

乗合タクシー導入事例20

市内全域で運行するデマンド交通 「ひめさゆり」 (新潟県三条市)

- ・バス路線を廃止・縮小し、代わりに、デマンド交通の停留所を市内611か所に設置（半径300mに1か所）
 - ・これにより、高齢者の外出機会を増大。
 - ・自宅や目的地と停留所の間を歩くことにより、健康増進にもつなげる。
- ・運行サービスの向上と持続性を確保するため、自治体による従来の運行経費負担や運賃設定ではなく、交通事業者や利用者が乗合利用するインセンティブが働く仕組みとして、乗車人数によって自治体から支払われる金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。



【運行状況】

- ・運賃: 1人乗車の場合は500円～3,000円
　　乗合い乗車の場合は1人あたり400円又は800円
- ・運行車両: セダン型タクシー、ジャンボタクシー
- ・運行便数・時間: 平日約300便運行、8:00～18:00
- ・一運行あたりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を支払う。
- ・利用者の評価は高い。
- ・平成27年実績として、乗車人数は1日当たり310～320名ほど。



照会先：三条市市民部環境課環境・交通政策係
電話 0256-34-5511 内線715

※国土交通省資料等から引用

乗合タクシー導入事例21

交通空白地域を解消する「通院対応のりあいタクシー」 (新潟県村上市)

平成20年に1市2町2村が合併した村上市では、交通空白地域における必要最低限の移動手段として、平成23年より通院対応のデマンド型乗合タクシーの運行を行っている。導入当初は、総合病院からの帰り便のみの運行であったが、利用者からの強い要望から朝の行使の運行もはじめた。

【運行の状況】

- ・運行主体: 市からタクシー事業者に委託。
- ・利用対象者: 運行地区内の住民のみ利用可
- ・運行車両: セダン型1台(事業者所有)、ジャンボタクシー1台(事業者所有)
- ・運賃: 対距離制(100円~1200円)
- ・運行便数: 一日3便

【効果】

- ・交通空白地域が解消され、住民の生活環境が改善されるとともに、運行経費の削減により継続性が担保された。(自治体の運行費負担を大幅に削減)
- ・運行開始直後は利用者が低迷したが、次第に利用者が増え、定着している。
- ・利用者からの評判はよい。タクシーに比べて利用者の経済的負担が軽減され、通院の負担が小さくなった。
- ・家族による送迎負担が軽減されたという声もある。



ポイント

- ・前年度の運行実績(デマンド型の乗合タクシーの運行所要時間)から、1台あたりの平均所要時間を算定。
- ・時間制運賃をベースに1台あたりの契約金額を算出している。(平均所要時間が45分であれば、45/60分×時間制運賃(1時間)として算出)
- ・費用算定に係る事務作業を自治体側で行うなど、事業者の負担軽減に配慮。

照会先: 村上市自治振興課
電話 0254-53-2111

※国土交通省資料から引用